

大阪市生野区及び天王寺区シェアサイクル実証実験 実施細目

本実証実験を実施するにあたって、必要な事項を本実施細目で定める。

本実証実験の実施にあたっては、協定書に定めるもののほかは、この実施細目に従う。

1 事業の内容

選定時の提案内容にしたがって、実証実験として下記の事項を実施すること。

- ・ 多くの利用者が柔軟に利用できる地域的な移動に適した自転車（電動型自転車及び一般型自転車）を導入して、生野区内及び天王寺区内における区民や来訪者の移動のために広く利用される交通手段として供すること。
- ・ 乗降のための自転車の駐輪スペースとなるポートを公有財産敷地内、その他生野区内及び天王寺区内等に設置して、自転車を利用して実施範囲内外を移動できる仕組みとする。
- ・ 自転車の利用は有償とし、料金を収受して運営に充てることとする。
- ・ 料金の収受、乗降が円滑に行えるようにICT等を積極的に活用した運営システムを導入すること。
- ・ 実証実験の結果として、利用状況等を示すデータを生野区役所及び天王寺区役所に無償で提供すること。

2 実施期間

令和5年4月1日(予定)～ 令和10年3月31日

- ・ 十分な実証実験の結果が得られていないなど、状況により甲乙合意のうえ期間を延長する場合がある。

3 実施範囲

生野区内及び天王寺区内（原則として生野区内及び天王寺区内を実施範囲とし、本実証実験の必要上から周辺地域を含むことも可とする。）

4 料金、付帯事業

- ・ 新たな交通手段として、多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。
- ・ 保証金を徴収する場合、実証実験期間の終了などを理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。
- ・ 本実証実験に付帯又は本実証実験から派生する事業を実施する場合は、事前に生野区役所及び天王寺区役所に通知し概要について説明すること。

5 利用方法

- ・ 利用者が任意のポートから自転車の利用を開始し、利用終了時には別のポートでも返却が可能なシステムとすること。
- ・ ICT等を積極的に活用し、区内在住者、通勤・通学者、来訪者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- ・ スマートフォン以外の利用も可能であること。

6 自転車・ポートの仕様

- ・ 導入する自転車は、一般社団法人自転車協会が制定した自転車安全基準「B A A (BICYCLE ASSOCIATION(JAPAN) APPROVED)」に適合した自転車（電動型自転車及び一般型自転車の併用導入または単種類導入も可）とすること。
- ・ 設置するポートは導入する自転車の種類により車輪止め装置を設置するなど、周囲の安全に配慮した構造とすること。
- ・ 自転車やポートは、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- ・ ポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ・ ポートは自転車があふれることなく適切に管理するよう努めること。
- ・ ポートの設備は設置及び撤去が容易なものとし、緊急時には直ちに撤去すること。
- ・ ポートに電源が必要な場合は、事業者の責任で電力会社と協議し、工事、電気使用料等の費用を負担すること。
- ・ 自転車及びポートは、技術力を持った者が定期的にメンテナンスを行うこと。
- ・ 道路上に設置するポートについては、通行者等の安全を確保する安全柵等を設置すること。
- ・ 設置するポート内には、設置者、連絡先などを明記した案内看板等を設置すること。（明記しきれない場合は掲載場所を案内することを含む）
- ・ 実証実験終了に伴い、事業運営のために設置したポート、その他の設備を撤去し、原状回復を行うこと。

7 ポート候補地

- ・ 生野区役所、生野区民センター、生野区老人福祉センター、生野スポーツセンター、真田山公園、生玉公園、天王寺公園（天王寺動物園事務所来客用駐車場、天王寺動物園駐輪場）をポート用地として無償で提供する。ただし、これらのポート設置場所は、提供を確約するものではなく、各施設管理者や関係部署等との調整により、変更となる場合もある。
- ・ 生野区役所及び天王寺区役所が無償で提供する場所以外のポート設置について、協働事業者は、選定時の提案内容に従って関係先へ交渉等を行い設置すること。なお、協働事業者が公有財産や民間所有地をポート設置の候補先として、関係先への働きかけを行うに際して生野区役所及び天王寺区役所も協力するが、ポートの設置を保証するものではない。
- ・ 協働事業者は、事業運営上、必要に応じて、必要となる関係者の了解を得られることを条件として、新たなポートの設置、ポートの変更等を行うことができる。
- ・ 実証実験期間中に、イベント、安全性等の理由により、設置したポートを撤去する必要が生じた場合は、生野区役所及び天王寺区役所と協議のうえ行うことができる。また、工事の実施その他の理由により公有財産の管理者からポートを撤去する指示があったときは、その指示に従うこと。
- ・ ポート周辺において本実証実験を原因とし、公共施設の利用者等の第三者への支障が生じた時は、公有財産の管理者は当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。

8 運営方法

- ・ 事業の運営にあたっては、運営組織を設置し、円滑な運営を心がけること。
- ・ 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。

- ・ 配置している自転車に偏りが生じた場合は、適切な台数となるよう、ポート間で車両の再配置を行うよう努めること。
- ・ 自転車がポート以外の場所に放置された場合は、確認しだい速やかに回収するとともに、本事業と関係ない車両の違法駐車・駐輪が誘発されないよう、十分配慮すること。
- ・ ポートに本事業と関係ない車両が停められないよう配慮するとともに、停められていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- ・ 事故・トラブル等が生じた場合は速やかに対応するとともに、対応状況・対応記録を適宜生野区役所及び天王寺区役所に報告すること。
- ・ 利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入すること。
- ・ 利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- ・ 利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- ・ 車両の防犯・盗難対策を行うこと。
- ・ 車両の接触による公有財産、及び公有財産に付属する舗装、設備、備品などの破損等を発生させないよう、十分配慮すること。
- ・ 第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理するとともに、対応状況・対応記録を適宜生野区役所及び天王寺区役所に報告すること。

9 結果報告

- (1) 募集要項に示す本実証実験の目的を鑑み、実施・利用状況、運営収支、その他の事業運営に係るデータを収集し、生野区役所及び天王寺区役所に提供すること。
- (2) 協働事業者は、年に1回程度利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、調査結果を生野区役所及び天王寺区役所に報告すること。
- (3) 協働事業者は下記報告書を生野区役所及び天王寺区役所に提出すること。

報告書	提出時期	内 容
定期報告	各四半期終了から 30日以内	四半期ごとの実施・利用状況、利用者の移動傾向 (最終四半期については年度ごとの実施・利用状況、運営 収支、利用者アンケート結果もあわせて報告すること。)
中間報告書	令和7年4月末	令和7年3月までの実施・利用状況、利用者の移動傾向、運 営収支、利用者アンケート結果、課題・問題点、事故や苦情 等、各種データ
最終報告書	終了後30日以内 (別に定めのある 場合を除く)	本実証実験期間すべての実施・利用状況、運営収支、利用者 アンケート結果、課題・問題点、事故や苦情等、各種データ